

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

こどもの権利にかかる広報物制作業務

## 2 目 的

平成 28 年（2016 年）に「児童福祉法」が改正され、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、こどもが権利の主体であることが明記された。

法改正以降、各機関においてこどもの権利を意識した取り組みは行われてきたが、児童虐待をはじめ、保護者が信仰する宗教活動への参加、学校におけるいじめ問題、こどもが意見を言う機会が確保されないなど、こどもの権利を尊重されていない環境が今なお存在している。

こうした問題の解決には、県民一人一人が問題を自分のこととして考え、こどもも大人と同様に権利があることを理解し、またこども自身も自らの権利を理解し、これを尊重する行動をとっていくことが大切であると考えている。

このような中、こども本人はもちろん、こどもたちに関わる全ての大人が、こどもの権利に対する正しい理解と認識を深め、こどもの権利を尊重した行動ができるようになることで、家庭、学校などの所属機関又は地域など、どこにいてもこどもの笑顔があふれ、こどもたちが健やかに安心して育つことのできる環境づくりのきっかけをつくるため、「こどもの権利にかかる広報物」を制作することを目的とする。

## 3 広報物の活用

### (1) 対象者

ア 佐賀県の児童相談所及び県内の市町が関わっているこども及びその保護者（社会的養護関係者を含む。）

イ 県内の小学校、中学校及び高等学校等日常的にこどもへの支援に携わる機関

### (2) 内容

ア 児童相談所職員や市町職員が、こどもやその保護者に対して、広報物を一緒に確認しながらエピソードを交え、こどもの権利について説明を行うとともに、こどもの権利を尊重するための具体的な対応等を一緒に考える。

イ 学校教員等こどもに日常的に関わる大人に対して、広報物を活用しながらこどもの権利について説明を行うとともに、児童及び生徒間でのお互いの権利を尊重した関わりなど、こどもが過ごす環境における対応方法を一緒に考える。

ウ 学校教員等がこどもに対して、広報物を活用しながらこどもの権利について教え、一緒に考える機会をつくる。

## 4 委託業務の内容

### (1) 業務概要

こども自身及びこどもに関わる大人が、こどもの権利について正しく理解し、それを尊重した行動をとる機会とするための広報物を制作する。

### (2) 広報物の制作

#### ア こどもの権利に係る広報物の制作

(ア) こども及び大人がこどもの権利に関する内容を容易に理解でき、その権利を尊重した対応ができるよう実践に結び付くような広報物を制作すること。

なお、広報物を活用する年齢層が幼児から大人であることに鑑み、次の2種類を制作すること。

a 小学生以下のこどもでも内容を理解ができるもの

b 主に中高生及び大人など文章理解ができる者が読んだり活用できるもの

#### (イ) 提案内容

広報物の種類、規格、数量、内容等について提案すること。

【例】冊子、動画、絵本等

#### (ウ) 掲載内容

制作にあたっては、次の内容を盛り込むこと。

a こどもの権利の主な種類とその内容

b こどもの相談先一覧

c 保護者に対してのアドバイス（こどもへの関わり方）

#### (エ) 留意点

a 表現（言葉、文字、イラストなど）に際しては、価値観の偏りがないように配慮すること。

b こども及び大人の興味・関心を持てる内容とすること。

#### イ 校正

(ア) 校正は2回以上行うこと。

(イ) 最終校は、実際に使用する広報物で行うこと。

#### ウ 納入

(ア) 協議により決定した部数及び電子データを納入すること。

(イ) 令和8年（2026年）3月27日（金）までに佐賀県総合福祉センターに納入すること。

## 4 業務委託期間

契約締結の日～令和8年（2026年）3月27日（金）

## 5 委託料の支払い

完了払

## 6 予算額

2,354千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 7 業務実施上の留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に県と受託者が協議の上、決定する。
- (2) 責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制をとること。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合（申請・届出等を含む。）については受託者によりこれを行うこと。
- (4) 本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について佐賀県の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 受託者が本業務により制作した成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）、意匠権等は、県に帰属するものとする。ただし、著作者人格権の行使を妨げるものではない。

また、県は、これらの成果物（写真、イラスト、文章、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとする。この場合、著作権法第20条の規定による著作者の意に反した変更、切除、その他改変を加えない状態で利用すること。

- (6) 本業務において、第三者（本県又は受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権使用承諾等の処理を行うこととし、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、受託者の要請があったときは、必要な範囲で訴訟上の対応について、協力するものとする。
- (7) 受託者の責めに帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (8) 受託者が業務を実施するに当たり必要となる経費は、委託料に含めるものとする。
- (9) 本業務委託については、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。

## 8 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 本業務で制作した広報物のほか、本業務で収集・制作した画像・イラスト等のデータを記録した電子媒体。  
なお、他の用途にも活用できるよう、編集可能なデータ（JPEG、PNGなど）についても納品すること。
- (3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの。